

委員会提出議案第5号

イスラエル、パレスチナの軍事衝突の停戦と永続的な平和構築
のために日本政府に対し最大限の努力を求める決議

イスラエル、パレスチナの軍事衝突の停戦と永続的な平和構築のために日
本政府に対し最大限の努力を求める決議を、別紙のとおり決議するものとし
る。

令和6年（2024年）3月21日提出

豊中市議会議会運営委員会

委員長 中野 宏 基

イスラエル、パレスチナの軍事衝突の停戦と永続的な平和構築のために日本政府に対し最大限の努力を求める決議

令和5年（2023年）10月7日、ハマス等武装勢力がガザ地区からイスラエルに向けて多数のロケット弾を発射し、イスラエル領内に越境攻撃を行い、多数の死傷者が発生した。さらに、一般の市民を含む多数の方々がハマス等武装勢力により誘拐され、いまだ多くの人質が解放されないまま、「人間の盾」や交渉の道具として利用されている。こうしたハマス等武装勢力によるイスラエル市民への攻撃は、国際法違反のテロ行為であり、強く非難し、人質の即時解放とイスラエルに対する攻撃の即刻停止を求める。

イスラエルは、これらの攻撃に対して、ガザ地区への大規模な空爆、電力、燃料、医薬品、物資等の封鎖を行い、さらにはガザ地区への侵攻を開始した。それにより3万に近い人々が犠牲となり、日々増えている。その4割は子どもと報じられており深刻な人道危機が発生している。現在、パレスチナの都市ラファには100万人以上の人々が避難しており、支援団体の必死の援助が続いているが、イスラエルがラファに侵攻すれば、深刻な事態が生じるのは明らかである。グテーレス国連事務総長は、安全保障理事会で、「100万人以上の人々に対して避難所も食料も水も医薬品も燃料もない(ガザ)南部に避難するよう命じ、その上で南部を爆撃し続ける」ことは、民間人の保護に反すると非難し、「ガザで見られる明白な国際人道法違反を深く憂慮している」と発言した。いかなる理由があろうともすべての紛争当事者は国際人道法を厳守すべきである。

国連緊急特別総会は、令和5年（2023年）10月27日に「人道的休戦」を求める決議を賛成121カ国で採択し、安全保障理事会は、11月15日に「人道的休止」を求める決議を採択した。しかし、採択後も戦闘は続いており、日本政府は、決議が履行されるよう関係国や当事者に働きかけていく必要がある。

よって、豊中市議会は、政府に対して、第一に、すべての紛争当事者に対し、国際人道法を始めとする国際法の順守を求めること、第二に、イスラエルや中東諸国との日本独自の関係を活かして、即時、無条件の停戦及び人道支援の実施に向けて、国際社会やG7での議論や動きをリードすることを強く求める。

以上、決議する。

令和6年（2024年）3月21日

豊中市議会